

ボランティア活動助成金交付要項

1. 目的

ボランティア活動助成金は、「ボランティア活動助成事業実施要綱」に基づき、西原町社会福祉協議会（以下「本会」という）に申請した学校等に対し、予算の範囲内において、3項に定める額を交付するものとし、その交付に関しては、この要項に定めるものとする。

2. 助成金の使途

この助成金の使途については、学校等の研究、活動の範囲とし、本事業の目的に反しない限り特に制約はしないものとする。

3. 助成金交付額

ボランティア活動園への交付金額は、1園あたり1万円とする。
ボランティア活動校への交付金額は、1校あたり3万円とする。

4. 助成金の申請手続き

この助成金交付の申請は、所定の様式（第1-1、1-2号様式）を本会へ提出するものとする。

5. 助成金の交付

本会が申請書を受理した時は、決定通知書（第3号様式）にて申請者へ通知し交付するものとする。

6. 実施報告

この助成金を受けた学校等は、その年度の3月末までに所定の様式（第1-3、1-4号様式）を本会へ提出するものとする。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。